

令和 7 年

第 4 回 定例会 会議録

令和 7 年 1 1 月 1 3 日開会

令和 7 年 1 1 月 1 3 日閉会

大多喜町教育委員会

会 議 録

会 議 の 名 称	令和7年第4回大多喜町教育委員会定例会議	
開 催 日 時	令和7年11月13日（木） 16時00分から 17時15分まで	
開 催 場 所	大多喜町立中央公民館 研修室	
出 席 者	教 育 長 佐久間靖夫 教育長職務代理 佐川 桂子 教 育 委 員 田邊 壮玄 教 育 委 員 中村 俊夫 教 育 委 員 竹山 亮宏 教 育 課 長 浅野 健二 学 校 教 育 係 中村 正範	学 校 教 育 係 小林 行弘 保 育 園 係 長 武田真知子 給食センター係長 永嶋 容代 生涯学習課長 渡鍋 佳晋 社 会 教 育 係 磯野 秀喜 図 書 館 係 長 小倉光太郎 スポーツ振興係長 池田 賢治
欠 席 者		
会 議 内 容	1 開 会 2 教育長報告 3 日 程 日程第1 会議録署名委員の指名 日程第2 会期の決定 日程第3 議案第1号 指定管理者の指定について 議案第2号 児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う 関係条例の整理に関する条例の制定について 議案第3号 大多喜町乳児等通園支援事業の設備及び運営に 関する基準を定める条例の制定について 議案第4号 令和7年度大多喜町教育委員会関係予算 （12月補正）について 4 閉 会	
会 議 資 料	別紙のとおり	
会 議 録 の 作 成 方 法	☐ 録音テープを使用した全文記録	
	☐ 録音テープを使用した要点記録	
	☒ 要点記録	
そ の 他 の 必 要 事 項		

審 議 内 容 （発言者、発言内容、審議経過、結論等）
1 開会 ○佐久間教育長により開議宣告：16時 2 教育長報告 ○佐久間教育長より令和7年8月21日から令和7年11月13日までを報告 3 日程 日程第1 会議録署名委員の指名 ○佐久間教育長 これから日程に入ります。 初めに、日程第1 会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、「田邊 壮玄」委員を指名します。 よろしくお願いします。 日程第2 会期の決定 ○佐久間教育長 次に、日程第2 会期の決定の件を議題とします。 会期は、教育委員会会議規則第2条第4項の規定により本日1日とします。 続きまして、日程第3 議案第1号「指定管理者の指定について」を議題とします。 本案について、事務局から提案理由の説明を求めます。 ○事務局 池田係長 提案理由を説明。 ○佐久間教育長 説明が終わりました。これから質疑を行います。 （質疑なしの声あり） ○佐久間教育長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから議案第1号を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） ○佐久間教育長 異議なしと認めます。よって議案第1号は、原案のとおり可決されました。 つづきまして、議案第2号「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う

関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題とします。本案について、事務局から提案理由の説明を求めます。

○事務局 武田係長

提案理由を説明。

○佐久間教育長

説明が終わりました。これから質疑を行います。

○佐川委員

児童福祉法第33条の10には、そもそも何が書かれているのですか。

○武田係長

今回の改正は、引用される条文の変更に伴う改正で、児童福祉法第33条の10には、次のように記載されています。

被措置児童等虐待とは、次に掲げる行為をいう。

- 1 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 2 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 3 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 4 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

○佐川委員

第2項が追加されたという事ですか。

○武田係長

そのとおりです。

○佐久間教育長

その他質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○佐久間教育長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○佐久間教育長

異議なしと認めます。よって議案第2号は、原案のとおり可決されました。

つづきまして、議案第3号「大多喜町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関

する基準を定める条例の制定について」を議題とします。本案について、事務局から提案理由の説明を求めます。

○事務局 武田係長

提案理由を説明。

○佐久間教育長

説明が終わりました。これから質疑を行います。

○竹山委員

資料15頁、第20条に「苦情への対応」があり、苦情を受け付けるための窓口を設置するとあるが、対応する場所はどこで行うのか。

○武田係長

苦情対応する場所は、教育委員会となります。

○佐川委員

この事業は、町が実施主体となり、直接実施するのか。

○武田係長

町内に私立の施設があれば、声をかけ希望があるか確認することも可能なのですが、町内には、私立の施設がありませんので大多喜町では、町が実施します。

○佐川委員

どのくらいの利用を見込んでいますか。

○武田係長

現在町では、入園していない子どもが保育園を利用できる一時保育という制度があり、町民の方は、一時保育を利用するので、ほとんど利用は無いと考えています。

○浅野課長

この制度は、町に住所や居住が無くても利用できる制度で、例えば里帰り出産の際に利用できたりします。

○中村委員

乳児等通園支援事業では、適切な訓練を受けた職員が乳児等通園支援を提供するとなっていますが、職員はどなたが行うのでしょうか。

○武田係長

保育園の職員で実施する予定です。

○中村委員

適正な訓練を受けているという事でよろしいのでしょうか。

○武田係長

職員は全て保育士の免許を取得しているため問題無いです。

○竹山委員

事業実施場所は、保育園ですか。

○武田係長

そのとおりです。

○佐久間教育長

その他質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○佐久間教育長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○佐久間教育長

異議なしと認めます。よって議案第3号は、原案のとおり可決されました。

つづきまして、議案第4号「令和7年度大多喜町教育委員会関係予算（12月補正）について」を議題とします。本案について、事務局から提案理由の説明を求めます。

○事務局 各担当係長

提案理由を説明。

○佐久間教育長

説明が終わりました。これから質疑を行います。

○田邊委員

保育園管理運営事業の節17 調理用備品は、何を購入するのでしょうか。

○武田係長

みつば保育園の保管庫やピーラーなどの細かい備品を色々と購入します。

○中村委員

文化財保護費と図書館費はどちらも図書館の管轄なのか。

○小倉係長

文化財保護費は社会教育係の管轄、図書館費は図書館係の管轄です。

○中村委員

文化財保護活動費、節10 需用費にテンバコ購入とあるが、テンバコとはどのようなものか。

○磯野主査

このようなトレーです。※現物を確認してもらう。

○佐久間教育長

その他質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○佐久間教育長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第４号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○佐久間教育長

異議なしと認めます。よって議案第４号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。令和７年度第４回定例会を閉会します。

(1 7 : 1 5 終了)

年 月 日

教 育 長

署 名 委 員

記録作成者